

関係人口来県支援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議（以下、「県民会議」という。）が行う、関係人口来県支援交通費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この補助金は、山口県外居住者が地域活動に参加するために山口県を訪れる際の交通費を補助することにより、地域等との多様な関わりを促し、山口県に多様な形で継続してつながりを持つ関係人口の創出・拡大を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 関係案内所

県民会議が設置した、関係人口に関する様々な情報を提供する拠点「山口つながる案内所」をいう。

(2) 補助事業

補助金の交付の対象となる事業をいう。

(3) 補助対象者

補助金の交付を受ける者をいう。

(交付の対象及び補助率)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、山口県外に居住し、関係案内所に関係人口として登録した者で、補助事業のために山口県に来県し、その活動内容をSNS等で発信した者とする。

2 補助金の交付の対象となる事業は、別表第1に定めるとおりとする。

3 補助金の交付の要件となるSNS等の種類及び投稿内容は、別表第2に定めるとおりとする。

4 補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、次に定めるとおりとする。

補助金の交付の対象となる経費	補助率	上限額
補助事業のための居住地から山口県内への往復交通費（居住地から最初の県内到着地及び最後の県内出発地から居住地までの交通費で公共交通機関（タクシーを除く）を利用した実費に限る。）	1 / 2	3万円

5 前項の経費に対し、他の補助金等を受けている場合又は受ける予定の場合は、交付の対象としないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、県民会議会長（以下、「会長」という。）が別に定める期日までに、交付申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

2 複数の山口県外居住者が同一の補助事業に参加した場合には、交付の申請は、同居の者に限り、一括して行うことができる。

(補助金の交付の決定)

第6条 会長は、第5条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付の決定をする。

2 会長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 会長は、第1項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助事業の主催者等に必要な確認を行うことができる。

(決定の通知)

第7条 会長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、別記第2号様式により、その決定の内容を申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 会長は、前条による補助金の交付決定を行った場合は、速やかに支払うものとする。

(交付決定の取り消し)

第9条 会長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、交付決定を取り消し、補助金の全額を返還させることができる。

(交付金の返還)

第10条 補助金の交付を受けた者は、前条による取り消しの通知を受けたときは、速やかに補助金を返還しなければならない。

(免責事項)

第11条 県民会議は、補助対象者がSNS等で発信した投稿に起因するいかなる損失、負債、被害、費用、その他の申し立て等について一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月23日から施行する。

別表第 1（第 4 条第 2 項関係）

補助事業	備 考
1 地域の活性化や課題解決のための地域活動	会長が別に定める要件を満たすものに限る。

別表第 2（第 4 条第 3 項関係）

対象となる SNS 等の種類	投稿内容
1 Facebook	会長が別に定める要件を満たすものに限る。
2 Twitter	
3 Instagram	
4 ブログ	

別記第 1 号様式

年 月 日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議
会長 村岡 嗣政 様

郵便番号
住 所
氏 名
登録番号
T E L
E - m a i l

(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金交付申請書

下記のとおり (元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金の交付を受けたいので、
関係人口来県支援交通費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申
請します。

記

1 来県期間 年 月 日から 年 月 日

2 交付申請額の算定基礎

氏 名	続柄	出発地	到着地	金 額 (円)
	本人			
合計額 (A)				

3 交付申請額

交付申請額 = 合計額 (A) $\times 1 / 2 =$ 円

※ 小数点以下切り捨て、上限額 30,000 円 / 名

添付書類

- 1 申請者等の氏名及び居住地を証する書類 (免許証、住民票等)
- 2 交付の対象となる経費を証する書類 (利用日、往復の発着地が記載された領収書等)
- 3 来県報告書兼振込口座申出書

別記第2号様式

指令 県民会議第 号

(住所・氏名)

(元号) 年 月 日付けで申請のありました(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金については、関係人口来県支援交通費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり交付します。

(元号) 年(年) 月 日

「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議
会長 村岡 嗣政

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、(元号) 年 月 日付けで申請のあった(元号) 年度関係人口来県支援交通費補助金事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 交付の対象となる経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

交付の対象となる経費	金	円
補助金の額	金	円

- 3 補助金の額は、交付の対象となる経費の1/2と、上限額とを比較して、いずれか低い額とする。